

浦添市教育委員会会議録

平成29年度 第7回(定例会)

- 1 日 時 平成29年 11月 10日 (金) 13時15分～15時00分
- 2 場 所 浦添市役所 庁舎7 階 702会議室
- 3 出席委員 教育長 嵩元 盛兼
委員 胡宮 なりえ
委員 池田 博暁
委員 長田 隆子
- 4 説明職員 教育部長:新垣 剛 指導部長:平良 亮 文化部長:山田 勉
教育総務課長:大城 博郎 学校教育課指導監:宮里 晋
学校教育課長:仲間 陽子 文化課長:松川 章
学校給食調理場所長:安和 さゆり 図書館長:平良 美恵
- 5 傍聴人の有無 なし
- 6 会議録署名人 胡宮なりえ委員、長田隆子委員
- 7 教育長の報告
- 8 議題
 - 議案第22号 第183回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出について(教育総務課)【原案通り承認】
 - ・平成29年度一般会計補正予算(第4号)
 - ・財産の取得について
 - ・浦添市立学校設置条例の一部を改正する条例
 - ・浦添市立学校給食調理場設置条例の一部を改正する条例
 - ・浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例
 - 議案第23号 公文書一部公開決定処分に対する審査請求(平成29年5月24日提起)にかかる裁決について(教育総務課)【原案通り承認】
 - 議案第24号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について(学校教育課)【原案通り承認】
 - 議案第25号 県費負担教職員の懲戒処分にかかる解雇予告除外認定申請について(学校教育課)【原案通り承認】
- 9 その他
浦添市情報公開及び個人情報保護審査会からの答申について

○教育長（嵩元 盛兼）

ちょっと時間早いのですが、そろそろ開始したいと思います。それと会議の前に、お手元に資料が3枚あったと思いますが、差し替えの議案がふえたことと、文案にちょっと訂正がありますので、3枚の差し替え分をお渡ししてあります。1枚は、最初の開催についての通知で、議題に議案第25号がふえていますので、1枚目の差し替えをお願いします。それから最後に第25号議案をつけていただくのと、議案の第22号の中で調理場の件についての文章が差し替え、新しいものがありますので、そのときに訂正してもらえればと思います。

それでは、池間委員の欠席についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数が出席するという要件を満たしておりますので、会議が成立することを御報告申し上げます。

それでは会議順に従って進めてまいります。会議録の承認ですが、今回は8月4日開催の第5回定例会、それから9月1日開催の第6回定例会、それから10月13日開催の第3回臨時会議の会議録の承認を行います。事前に資料を配付して目を通していただいておりますが、よろしければ、議事録について承認をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員（胡宮 なりえ）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

それでは会議順の会議録の承認ですが、8月4日の第5回定例会、9月1日の第6回定例会、10月13日の第3回臨時会の会議録について、承認をお願いしたいと思いますけれども、事前に目を通していただいた分について、御承認、よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。

次に、会議録署名人の指名ですが、議案には当初予定の長田委員と池間委員を予定していましたが、池間委員は急遽欠席ですので、署名人につきましては、長田委員と胡宮委員にお願いしたいと思いますけれども、胡宮委員、長田委員、よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

次に、教育長からの報告ということで、たくさんあるのですが、きょうは議題がたくさんありますので、できるだけ報告をはしょって、終わってからまたできればと思っています。今回、出張が4件もありました。10月2日の東村のセカンドスクール、それから10月12日の九州での都市教育長会議、それから10月20日の都市教育長会議が宮古、それから4点目が10月27日の蒲都市と伊勢志摩の訪問に行ってきました。こちらについてはまた改めて、内容については別途に報告したいと思います。それから、教育委員の先生方には学校訪問、それから運動会、いろいろ参加いただきましてありがとうございました。残りあと4カ所がありますけ

れども、よろしくお願いいたします。それから大きいイベントが3つありましたけれども、1つは9月30日の図書館で、又吉栄喜文庫のオープンがありました。2番目に美術館の漆展がありまして、3点目に先日11月3日のまなびフェスタがありましたけれども、それぞれ盛会に終わっておりますので報告しておきます。報告事項は以上です。あと、議案の中で出てきますけれども、今回の懲戒処分について、残念な結果が出ておりますので、さらにこういうことが起こらないように、もう一度見直しをして取り組んでいきたいと思っております。

教育長の報告は以上です。早速議事に移りたいと思います。

議事の議案第22号 第183回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出について、御説明をお願いしたいと思います。

○教育部長 （新垣 剛）

では、議案第22号 第183回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出についてを御説明いたします。

1 ページをお開きください。提案理由ですが、第183回浦添市議会定例会において議決を得るべき事件の議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、浦添市長から教育委員会に意見が求められているためでございます。

2 ページをごらんください。浦添市長から教育委員会へ意見を求める文書の写しを添付してございます。

では、議案第22号は案件が5件ございますので、分けて御説明いたしますので、1件ずつ御審議のほどよろしくお願いいたします。まず最初に、平成29年度一般会計補正予算第4号における教育委員会所管分についてでございます。

3 ページから6 ページに補正予算の資料を添付しておりますので、資料をごらんください。今回の教育委員会所管の補正につきましては、歳入で498万1,000円の補正減、歳出で3,933万7,000円の補正増となっております。主な変更の理由としましては、歳入では指定寄附による育英会補助事業の補正増、一時預かり事業補助金等及び浦添市内遺跡発掘調査等事業等の補正減でございます。歳出に関しましては、小学校及び中学校管理事業において、電気料金単価の上昇による光熱費の補正増、浦添小学校屋内運動場改築に伴う備品購入事業の減額補正となっております。そのほか、育英会補助事業、就学援助事業、幼稚園運営事業が増額、預かり保育事業、柵昇降式消毒保管庫器の補正内容につきましては、3 ページから6 ページに記載されている補正理由をご確認ください。以上が、平成29年度一般会計補正予算（第4号）、教育委員会所管分の説明となります。御質問については、各所管部長より回答させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 （嵩元 盛兼）

説明ありがとうございました。ただいまの説明、議案につきまして、質問や御意見等ありますでしょうか。

○教育委員 （長田 隆子）

3 ページの補正理由の③です。幼稚園一時預かり事業。この中に平成28年度事業において、概算払いがあって、精算額の差額分の減額が生じるため、補正ですけれども。去年度の事業の補助金の査定の差額を、今年になって払うというのはどういう意味なのですか。

○学校教育課長（仲間 陽子）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。その他、議案第22号について質問とか御意見ございますでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

これも多分歳出のほうでも関係するのですが、一応もう歳入の欄に書かれていて、歳入の欄の理由の…。

○教育長（嵩元 盛兼）

何ページのほうですか。

○教育委員（長田 隆子）

3 ページです。歳入の欄の①共済費、臨時職員賃金、預かり保育担当の資格を持つ、短時間勤務の支出の減、そこをもう少し詳しく。資格の有無がどうだという。

○学校教育課長（仲間 陽子）

預かり事業は、当初、予算編成のときには全員に資格があるという前提のもとに、資格がある方と資格がない方は賃金が違います。その中で、全員資格があるということで予算編成をしたのですが、資格がある人がなかなか全員そろわなかったで、その一部は資格なしの方の、預かり保育です、任用しましたので、その差額分、20人分ぐらいの差額を、その部分が減になった。それに伴って補助金も減額になるので補正をするということになります。以上です。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ほかに、質問、意見ありますでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

4 ページの文化課のほうに、補正理由のほうですけれども、理由が事業の減になった理由ではなくて、歳入の減をそのまま、同じような文言を書いているものですから、実際に事業がどういう理由で補正減になったのか、お聞かせ願えますか。

○文化課長（松川 章）

当初予算については、11月に予算編成をして財政に提出します。1月に査定ということで、実際は3月議会で決まるのですが、その前に、概算要求を僕は文化庁にやります。ところが、概算要求した分が、結果、全国的な申請状況を鑑みた上で、文化庁は全部つけるのか、増減があるのかということが出てきます。それで多分1月中旬ぐらいのヒアリングのときに、僕は3,000万円要求したけれども、全国的な応募状況によって、要は平準化するために、当初の要求から一率3割という減が発生しました。その段階で資料が出ていますので、4月の段階では、もうそれを見越した予算運営をしています。補正については、当然、事業をやっている中で、必要が発生すれば文化庁に言って、補助事業の要求をすると、予算は持っていますので、補助がつけばその執行ができます。新たな事業が発生しなかった場合、そのまま補正でも順位をつけてやっていくということなので、歳出の減については、歳入に減があって歳出も減という、歳入減に対して歳出の減というダブルでやっていると思います。補正、要は補助金が減ることで、事業内容をどうするか見直しをしながら年間運営していますので、そういうこともあって、何かが、先送りの分もありますし、あと縮小す

るものもあるので、それも見越した上で事業運営をしていますので。

先ほど、4ページのほうの埋蔵文化財保護活用事業で、実は県の補助費が18万円ついていますが、実は県の予算が固まらないうと、浦添市に国庫事業に対する県補助金をこれだけあげますというのが決まらないのです。それは読めないで、当初の予算段階では、県の補助金分は見込んでいません。ところが、補助金を申請する段階で、県のほうから、浦添市にこの事業に対してこれだけつけますというのは、当然予算を出した後なので、今回は国庫補助事業の減だけでも、県のほうが後でつくと言ったのでふやしましたという、県は増の要求で、実際。

○教育委員（長田 隆子）

査定で補助金が減になるのは、やはり事業縮小してとか、あるいは先送りするということでやっているわけですね。それで影響はないですか。

○文化課長（松川 章）

今回につきましては、歴史の道の整備事業と、あと浦添グスクもあるのですが、結局どちらか減になってしまうと、先送りできる分はできますし、例えば緊急発掘調査、例えば開発に伴った文化財の調査の場合は、当然、補助事業で受けるのですが、その実情は買い取り面、終わらない状況にいますと、予算編成をしてやっています。流用しながらということなので、年間やる事業、超分については確保されているということです。ただ、遺跡の整備みたいは、こういう遺跡はなくなる、言い方は変ですけども、この辺については、先送りしてもまた次年度でできるのではないかと、そういった工夫はしています。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ほかに質問は。

○教育委員（池田 博暁）

先ほどの長田委員の関連で、資格のない人たちを採用したわけですね。その資格のない先生方、当初予定していた数に比べて、何名ぐらいいたのですか。

○学校教育課長（仲間 陽子）

当初は、もちろん全員資格があるほうが望ましいので、採用予定だったのですが、41人を採用予定で、20人が資格なしの方になります。これは預かり事業です。幼稚園は、午前中の担任は全員が資格を持っている方になります。以上です。

○教育委員（池田 博暁）

この予算の部分とは直接的には関わらないと思うけれども、そういう資格のない預かりの先生がつく場合に、どのような配慮をなされているかというのがあると思うのですが、ここは後で。伏せておきましょう。

就学援助の事業の件ですけども、見込み数が小学校と中学校ともに増加しています。そのことは非常にいいことだと私は思っているのですが、人数がふえたのはどういう理由が考えられていますか。

○学校教育課長（仲間 陽子）

予算編成のときはどうしても就学援助の人数は見込めませんので、過去3年間を平均して予算を計上しております。なので、前の年の実績ではなくて過去3年間ということで伸びています。その伸びた要因としては、昨年度の年度途中で生活保護基準の1.0以下を途中で1.2未満に変更したと。基準を引き上げたためにその部分が増となっています。予算編成のときは、そこは見込まずに過去3年ということで予算を編成し

ましたので、去年の途中からと当初からのものの人数の増、プラス、この補正には新入学の用品費、4月にそこは改正したのですが、そのときに小学校で2万470円から4万600円、中学校で2万3,700円から4万7,400円ということで、引き上げた分の差額の補正今回のほうでまとめて減額してございます。

○教育委員（池田 博暁）

ちょっと休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開します。議案第22号について、ほかに質問はありますでしょうか。

○教育総務課長（大城 博郎）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。今の歳入歳出予算の教育に関する部分について、ほかに御質問等ございますでしょうか。では、引き続きご説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

それでは、財産の取得について御説明申し上げます。資料の7ページをお願いいたします。

浦添市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れがあつて、議会の議決を必要としますので、提案を提出した理由となります。購入する財産は、棚昇降式消毒保管器となります。それが11基購入予定です。購入金額につきましては、消費税込みで4,573万8,000円となっております。購入目的は整備更新で、契約の方法が指名競争入札、契約の相手方が浦添市内に会社がありますニッコー株式会社を予定しております。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいまの説明に対して質問等ございますでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

7ページの購入する数量が11基、9ページの機器概要の中の説明の中では、小学校5校、中学校5校、合計10基。そこら辺をもう少し詳しくお願いします。

○指導部長（平良 亮）

今回、機器を購入する調理場は浦添調理場となっております。浦添調理場は小学校5校、中学校5校、合計10校分の食器を消毒保管するためのものですので、その数が入る、全て入れたときに11基必要だということです。学校数に合わせてではなくて、トータルの食器数に合わせて購入するものです。

○教育長（嵩元 盛兼）

調理場で11基買うということですね。

○指導部長（平良 亮）

そうですね。

○教育長（嵩元 盛兼）

よろしいでしょうか。続きまして10ページからの議案について説明をお願いいたします。

○教育部長（新垣 剛）

続きまして、浦添市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

10ページをごらんください。提案理由ですが、平成30年4月1日から浦添市立仲西幼稚園が公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、浦添市立学校設置条例の一部を改正する必要があるためでございます。

12ページの新旧対照表をごらんください。別表第3における改正後、浦添市仲西幼稚園の項目が削除されております。以上が、浦添市立学校設置条例の一部を改正する条例の説明となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長（嵩元 盛兼）

今の説明について質問はございますか。

○教育委員（長田 隆子）

5条を次のように改めるといのはわかりましたけれども、別表第3も、合わせるのでしょうか。

○教育総務課長（大城 博郎）

今、第5条の部分というよりも、今回の改正に合わせて、例規関係の所管部署のほうから、言い回しについては、改正後のほうがいいだろうということで、このように改めております。先ほどの仲西幼稚園をこれで削って、今回5条についても一緒に改正という形になります。

○教育委員（長田 隆子）

第4条に係る別表3のことも言わないといけないのではないのでしょうか。第5条の下、別表第3、浦添市立仲西幼稚園の項を削るとあるのですが、第5条を次のように改めるところ、第5条だけではなくて第4条関連の別表第3も。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。10ページの議案について意見等ございますでしょうか。それでは進めます。

続きましては、17ページの議案につきまして説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

浦添市立学校給食調理場設置条例の一部改正について、説明申し上げます。今回の条例改正は、平成30年度から幼稚園給食が本格実施されることに伴い、小中学校及び幼稚園の給食事業を管轄する調理場の指定を弾力的に行うため、条例の一部改正の必要が生じたためでございます。

改正の主な理由についてですが、19ページをお願いいたします。新旧対照表をごらんください。まず、現行のほうが、名称、位置及び管轄学校が記載されています。これを名称及び位置に改め、管轄学校を削除しております。次に、職員の職名というところ、20ページ、21ページになりますが、職員の職名を削除、臨時職員の職務も削除しております。なお、この削除した項目につきましては、新規で制定する条例施行規則に定める予定にしております。条例の施行日は平成30年4月1日としております。以上が条例改正の内容でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

今の説明、議案に対して質問等ありますでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。ただいまの調理場設置条例についてはよろしいでしょうか。

では続きまして、26ページの視聴覚ライブラリー設置条例の廃止等の条例について、お願いします。

○文化部長（山田 勉）

それでは、浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例について、御説明いたします。

26ページをお開けください。これは、議案のほうは空白になっておりますが、既に市長部局におきまして、議案番号をいただいております。議案第89号でございます。提案理由といたしまして、本市の教育機関である浦添市立視聴覚ライブラリーの業務を、浦添市立図書館業務に組み込み、現状に即した業務の遂行及び適切な行政機構図とするため、浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例及び浦添市附属機関設置に関する条例を改廃する必要がある。これが提出する理由でございます。

この条例の内容でございますが、27ページに記載してございます。読み上げます。浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例（浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例の廃止）第1条、浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例昭和49年条例第31号は廃止する。次、（浦添市附属機関設置に関する条例の一部改正）第2条、浦添市附属機関設置に関する条例昭和41年条例第4号の一部を次のように改正する。別表、教育委員会の部、浦添市立視聴覚ライブラリー運営委員会の項を削る。附則、この条例は公布の日から施行する。そういうことになっております。

ご覧のとおり、これは2つの条例を改廃する。一つは視聴覚ライブラリーの設置条例を廃止するという条例という意味と、もう一つは、附属機関設置に関する条例の一部を改正するという、もう一つの意味合いを兼ねた一括条例になります。一括してこの改廃の廃止と改正をする条例でございます。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

この件につきましては、質問とかございますでしょうか。

ただいまの議案第22号の案件につきまして、説明は終わりましたけれども、議案第22号で提出された案件について了承してよろしいでしょうか。

（は い）

ありがとうございます。それでは議案第22号について、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務にかかわる部分、特に教育に関する事務について、議会の議決を取るべき事件の議案に関するものにつき、了承することを教育委員会の議案として申し出ることといたします。

次の議案に移ります。議案第23号 公文書一部公開決定処分に対する審査請求（平成29年5月24日提起）にかかる裁決について、御説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

議案第23号 公文書一部公開決定処分に対する審査請求にかかる裁決について御説明いたします。

44ページをごらんください。提案理由ですが、浦添市情報公開条例第20条の5の規定により、浦添市情報公開及び個人情報保護審査会からの答申を受けて、別紙のとおり裁決する必要があるためでございます。な

お、詳細については教育総務課長が御説明いたします。

○教育総務課長（大城 博郎）

裁決書（案）の概要について御説明いたします。まず、7月7日開催の第4回定例会で承認された浦添市情報公開及び個人情報保護審査会への諮問に対して、同審査会から10月2日付で答申がございました。裁決書（案）はその答申を受けて作成したものでございます。

内容としましては、45ページの主文にありますとおり、追加公開部分についての非公開決定を取り消し、これを公開し、その他の部分については審査請求を棄却するものでございます。追加公開部分は、50ページの下段、下の段からですね、51ページの中段にかけて記載しております。追加公開部分の内容は、児童生徒数、学級数、授業時数、教員数、教員の年齢構成別割合、教員の教職経験年数割合に関するものとなっております。また、50ページの4、本件、申立書の一部の公開についての二段落目をごらんください。こちらのほうです。読み上げますと、本件申立文書⑥⑦のうち、公開しなければならない範囲については、浦添市情報公開及び個人情報保護審査会は具体的な判断をしていないため、審査庁のほうで個別に判断して決定しております。

この裁決のほうは、答申の内容とこの部分で異なる部分がございます。58ページの答申の4、本件申立書の一部を公開することの検討についてでは、本件申立文書⑥、⑦の一部について、条例第7条第4項、他に該当する非公開情報が記録されている部分を除き、公開すべきものであるとの記載がありますが、その具体的な範囲が判断されておりませんでした。このことから、審査庁としては、独自に追加公開部分の範囲を定めたものであります。追加公開部分につきましては、公開したとしても、文部科学省が定めた配慮事項に反するものではないと判断し、当該箇所について公開すべきであるというのがこの裁決書（案）の内容でございます。以上が裁決書（案）の概要でございます。御検討のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいまの説明につきまして、質問等はございますか。

○教育委員（池田 博暁）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開します。

ただいまの議案第23号につきましては、ほかに質問等ないでしょうか。案件につきまして了承ということによろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。

それでは議案第23号につきましては、原案どおり承認いたします。

次の議案に移ります。議案第24号及び議案第25号につきましては、内容に個人情報が含まれるため、秘密会としたいのですがよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ではこれから秘密会といたします。資料の準備をお願いします。

休憩をお願いします。

再開をお願いします。では議案第24号 県費負担職員の懲戒処分の内申について御説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

[REDACTED]

○学校教育課指導監（宮里 晋）

[REDACTED]

○教育長（嵩元 盛兼）

[REDACTED]

[REDACTED] 議案第24号の懲戒処分の内申について、何か質問等ございますでしょうか。

では、案件につきまして了承ということでよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

それでは議案第24号については原案どおり承認いたします。

続きまして議案第25号 県費負担教職員の懲戒処分にかかる解雇予告除外認定申請について御説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

[REDACTED]

○学校教育課指導監（宮里 晋）

[REDACTED]

○教育長（嵩元 盛兼）

[REDACTED]

[REDACTED]

それでは議案第25号について、ほかに質問等ございませんでしょうか。

質問がないということで承認ということでよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは議案第25号につきましては、原案どおり承認いたします。続きましてその他のに移ります。

○教育総務課長（大城 博郎）

その他で、先ほどやった浦添市情報公開及び個人情報保護審査会からの答申についてということなのですが、こちらのほう、通常であれば、今回同時でやっているのですが、通常は来たときに上げて、これはこれで報告するという形式をとっていますので、今回は一応その他で上げましたということでの報告となります。中身については、先ほど審議されていますので、あくまでも報告ということでお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。本日の議案は以上です。以上を持ちまして、平成29年度第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまです。

浦添市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により署名する。

浦添市教育委員会

会議録署名人 胡宮 なりえ

会議録署名人 長田 隆子